



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年6月13日火曜日 第2882号

### ◇ 目 次 ◇

地籍調査事業計画の公表..... (農政課) ... 422  
 解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 422  
 解除予定保安林..... ( " ) ... 422  
 委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更..... (建築住宅課) ... 423  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 423  
 土地改良事業の計画の変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 424

### 公 告

労働委員会第43期委員候補者の推薦..... (労政雇用課) ... 424  
 労働委員会第42期委員の補欠委員候補者の推薦..... ( " ) ... 427  
 争議行為の通知の公表..... ( " ) ... 429

### 告 示

#### ○愛媛県告示第722号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成29年度の事業計画を、平成29年5月25日次のとおり定めた。  
 平成29年6月13日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
宇和島市	大浦の第11	平成30年3月20日まで	地籍調査、数値情報化
	大浦の第12	"	"
	下畑地の第7	"	"
	下畑地の第8	"	"
	高串の第1 高串の第2	"	"
八幡浜市	向灘の一部	平成30年2月28日まで	地籍調査、数値情報化
	日土町5番耕地の一部	"	"
	日土町5番耕地の一部 向灘、大平、北浜等の一部	"	地籍調査
新居浜市	大生院戸屋鼻の一部	平成30年3月20日まで	地籍調査
	東田の一部、光明寺の一部	"	"
	弟地、筏津、保土野の一部	"	"
大洲市	新谷第25計画区	平成30年3月20日まで	地籍調査
	菅田第3計画区	"	"
	宇津第1計画区	"	"
	沖浦第5計画区	"	"
	宇津第2計画区 宇津第3計画区	"	"
四国中央市	富郷町寒川山1	平成30年3月20日まで	地籍調査
	富郷町寒川山2	"	"
	川滝町下山領家2	"	"
	金生町山田井8	"	"
	土居町上野9	"	"
	筒井、浜、東古泉の一部	平成30年3月20日まで	地籍調査

松前町	南黒田の一部	"	"
	筒井、北黒田の一部	"	"

#### ○愛媛県告示第723号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年6月13日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第724号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月13日

愛媛県知事 中村時広

- (1) 解除予定保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘和口1099の3、1124の2から1124の4
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- (1) 解除予定保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘長月2210の2から2210の5、2216の2
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 解除の理由

指定理由の消滅

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘長月2210の2 から2210の5、2216の2
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第725号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成29年 6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル6階
- 2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
(1) 変更前

名 称	事務所の所在地
省略	
愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号久屋パークビル7階
山陰事務所	島根県松江市中原町6番地
省略	
佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号いちご佐賀ビル704号室
省略	

(2) 変更後

名 称	事務所の所在地
省略	
愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号久屋パークビル7階
三重事務所	三重県四日市市浜田町12番18号アーク四日市ビル7階
山陰事務所	島根県松江市中原町6番地
省略	
佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号SONIC佐賀駅前ビル704号室
省略	

- 3 変更年月日  
平成29年 6月22日

○愛媛県告示第726号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 6月13日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
四国中央市  
四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
市長 篠原 実
- 2 事業場の名称及び所在地  
四国中央市水道局中田井浄水場  
四国中央市中曾根町25番地
- 3 特定施設に関する事項  
脱水機 - A

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71の4号イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの	
特定施設の能力	1日当たり87.4立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後2.5ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	原水濁度が上昇した場合に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5 最大 8.2
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 70
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 30
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 3

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 40 最大 150
----------------------------	-----------------

4 汚水等の処理施設に関する事項  
排水池 - A

設 置 年 月 日	平成5年4月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	排水池		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 23メートル 高さ 5.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり6,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.5 最大 8.2	通常 7.5 最大 8.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 10 最大 20
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 360 最大 480	通常 20 最大 70
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 30	通常 10 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 3	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,000 最大 5,000	通常 2,000 最大 5,000	

備考 沈殿污泥は濃縮槽へ圧送する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.5 最大 8.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 20

浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 70
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 30
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,640 最大 5,000

備考 この他に、雨水排水口が2箇所、原水の余剰水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第727号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成29年6月5日認可した。

平成29年6月13日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

公 告

○公 告

愛媛県労働委員会第43期委員候補者の推薦について

第42期愛媛県労働委員会委員の任期が平成29年8月30日で満了するので、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号。以下「政令」という。)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

平成29年6月13日

愛媛県知事 中村 時広

1 推薦者の資格

- 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。
- 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成29年6月13日(火)から6月27日(火)まで

4 推薦方法

推薦書(別記様式)を平成29年6月27日(火)までに愛媛県経

済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

(1) 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書

(2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

イ 生年月日

ウ 本 籍

エ 現 住 所

オ 学 歴

カ 経 歴

別記様式(4関係)

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名 ㊦

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会 {労働者委員} の候補者とし {使用者委員}

て次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合又は所属会社及びその地位	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項該当の有無

注 不要の文字は、抹消すること。

## ○公 告

## 愛媛県労働委員会第42期委員の補欠委員候補者の推薦について

第42期愛媛県労働委員会労働者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合は、委員候補者を次により推薦してください。

平成29年 6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 推薦者の資格

労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

## 2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

## 3 推薦期間

平成29年 6月13日（火）から 6月27日（火）まで

## 4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成29年 6月27日（火）までに愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書
- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

イ 生年月日

ウ 本 籍

エ 現 住 所

オ 学 歴

カ 経 歴

別記様式(4関係)

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

労働組合の名称

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合及びその地位	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項該当の有無

## ○公 告

## 争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成29年6月1日あったので公表する。

平成29年6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成29年度夏季一時金
- 2 日時 平成29年6月14日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1 - 10 - 38

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。